

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業
- (2) 競輪・競馬等の競争場又は競技団
- (3) 芸業、芸あっせん業
- (4) 場外馬券売場、場外車券売場、競馬等予想業
- (5) 易断業及び観相業、相場案内業
- (6) 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体
- (7) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
- (8) 興信所（身元調査等個人のプライバシーに関わる調査を主に行うもの）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業